資料２

保育料の見直し・ひとり親世帯負担軽減制度の拡充

改 １．教育認定の保育料を引き下げ

(1) 趣旨・目的

年収約360万円未満の世帯にかかる国の徴収基準の見直しに合わせ、保育料を引き下げるとともに低所得世帯に配慮し、階層の細分化を行う。

この見直しにより、低所得世帯の負担を軽減すると共に、保育認定保育料とのバランスの改善を行う。

(2) 内　容

①対象世帯

年収約360万円未満世帯　約１２０世帯

②改正内容

【1号認定】 ※現行（5階層）

階層区分	世帯の課税状況			国上限基準	金沢市保育料
A	生活保護世帯 等			0	0
B	市町村民税	非課税世帯		3,000	2,700
C	市町村民税	所得割課税世帯	77,101円未満	16,100	14,300
D	市町村民税	所得割課税世帯	211,201円未満	20,500	18,300
E	市町村民税	所得割課税世帯	211,201円以上	25,700	22,900

【1号認定】 ※細分化後（9階層）（国引下げ後）

階層区分	世帯の課税状況			国上限基準	金沢市保育料
A	生活保護世帯 等			0	0
B 1	市町村民税	非課税世帯		3,000	1,000
2	市町村民税	均等割額のみ世帯			2,700
C 1	市町村民税	所得割課税世帯	48,600円未満	14,100	5,500
2	市町村民税	所得割課税世帯	55,700円未満		7,700
3	市町村民税	所得割課税世帯	59,200円未満		9,800
4	市町村民税	所得割課税世帯	77,101円未満		12,600
D	市町村民税	所得割課税世帯	211,201円未満	20,500	18,300
E	市町村民税	所得割課税世帯	211,201円以上	25,700	22,900

【1号認定と2号認定との比較】 ※1号認定は細分化後（9階層）（国引下げ後）

2号階層区分	1号階層区分	世帯の課税状況		2号（短）保育料（A）	1号保育料（B）	差額（B）-（A）
A	A	生活保護世帯 等		0	0	0
B	B 1	市町村民税	非課税世帯	2,400	1,000	▲ 1,400
C	2	市町村民税	均等割額のみ世帯	6,400	2,700	▲ 5,400
D 1	C 1	市町村民税 所得割の課税世帯	48,600円未満	9,300	5,500	▲ 3,800
2	2	市町村民税 所得割の課税世帯	55,700円未満	12,900	7,700	▲ 5,200
3	3	市町村民税 所得割の課税世帯	59,200円未満	16,400	9,800	▲ 6,600
4	4	市町村民税 所得割の課税世帯	77,101円未満	21,200	12,600	▲ 8,600
4	D	市町村民税 所得割の課税世帯	79,500円未満	21,200	18,300	▲ 2,900
5	D	市町村民税 所得割の課税世帯	97,000円未満	23,100	18,300	▲ 4,800
6	D	市町村民税 所得割の課税世帯	106,800円未満	24,900	18,300	▲ 6,600
7	D	市町村民税 所得割の課税世帯	133,600円未満	25,700	18,300	▲ 7,400
8	D	市町村民税 所得割の課税世帯	169,000円未満	27,400	18,300	▲ 9,100
9	D	市町村民税 所得割の課税世帯	211,201円未満	27,400	18,300	▲ 9,100
9	E	市町村民税 所得割の課税世帯	211,201円以上	27,400	22,900	▲ 4,500
9	E	市町村民税 所得割の課税世帯	301,000円未満	27,400	22,900	▲ 4,500
10	E	市町村民税 所得割の課税世帯	301,000円以上	27,400	22,900	▲ 4,500

新 ２．未婚のひとり親世帯にかかる保育料の負担軽減制度を拡充

(1) 趣旨・目的

所得税等の寡婦控除は、婚姻歴がない場合は非適用であるが、同じひとり親世帯でありながら、既婚と未婚で差が生じていることから、この差の解消を図る。

(2) 内　容

①対象世帯

未婚のひとり親世帯　約２０世帯（保育料無料世帯除く）

②軽減内容

寡婦控除をみなし適用後の市民税所得割課税額で保育料を算定

③軽減額

月額平均　約4,000円/世帯

改 ３．ひとり親世帯等にかかる保育料の負担軽減制度を拡充

(1) 趣旨・目的

国の制度改正に伴い、ひとり親世帯、在宅障害児のいる世帯等にかかる保育料の負担軽減制度を拡充する。

(2) 内　容

①対象世帯

１号（教育）認定　　年収約２７０～３６０万円未満の世帯　対象世帯無し

２・３号（保育）認定　年収約２６０～３６０万円未満の世帯　約５０世帯

②軽減内容

第１子の保育料の軽減拡充（保育料の上限設定）

※現　行：市標準保育料の半額

改正後：市標準保育料の半額

上限：１号　3,000円

２号　6,000円

３号　9,000円

【現行】※2号認定の場合

階層区分	世帯の課税状況			市標準保育料	ひとり親世帯保育料
C	市町村民税	均等割額のみ世帯		6,500	3,250
D 1	市町村民税	所得割課税世帯	48,600円未満	9,400	4,700
2	市町村民税	所得割課税世帯	55,700円未満	13,100	6,550
3	市町村民税	所得割課税世帯	59,200円未満	16,600	8,300
4	市町村民税	所得割課税世帯	77,101円未満	21,500	10,750

【上限設定後】※2号認定の場合

階層区分	世帯の課税状況			市標準保育料	ひとり親世帯保育料
C	市町村民税	均等割額のみ世帯		6,500	3,250
D 1	市町村民税	所得割課税世帯	48,600円未満	9,400	4,700
2	市町村民税	所得割課税世帯	55,700円未満	13,100	6,000
3	市町村民税	所得割課税世帯	59,200円未満	16,600	6,000
4	市町村民税	所得割課税世帯	77,101円未満	21,500	6,000